

学校施設を利用されるみなさんへ

岡山市教育委員会

学校施設開放事業は、「学校運営に支障のない範囲」で行われるものであり、他の利用団体の使用状況等を考慮するため、必ずしも希望どおりの利用が可能になるとは限りません。

警報が発令されている等、災害発生のおそれがある場合や、あるいは、避難所に使用される可能性がある等の場合は、使用許可を受けていても施設を使用できないことがあります。

なお、暴風警報、大雪警報、各特別警報が発令されている場合、施設の使用はできません。

子ども達のためにも使用中の管理や後始末を十分していただきますようお願いいたします。

なお、次のことがらについてはよく守ってください。

もし、使用について、違反やマナーが守られていない等の場合は、今後の使用をお断りすることもありますので、ご注意ください。

記

- 1 使用者は、各自に実施内容等を入力してください。
- 2 使用時間を守り、許可された施設以外には立ち入らないでください。
(対外試合の遅延などで開放時間外に校内に入る場合は必ず学校に連絡してください)
- 3 自動車の乗り入れについては各学校の指定場所へ駐車してください。
- 4 使用者は、事故、火災等の防止に努めてください。
- 5 体育館内の飲食はお茶・スポーツ飲料を除き原則禁止です。
なお、やむを得ず体育館使用に際し飲食を伴う場合は、事前に学校をとおして担当課へご相談ください。
- 6 運動場内での飲食は可能です。
- 7 ゴミは使用者が各自、責任をもって持ち帰ってください。
- 8 学校敷地内は全面禁煙です。市民や地域住民の方々より、学校開放における喫煙マナーに対する苦情を多く受け付けている状況です。つきましては、学校敷地内での禁煙はもとより、学校敷地外におかれましても極力喫煙を控えていただくか、喫煙マナーを守っていただきますようお願いいたします。
- 9 体育館・教室の履物は特に留意し、同一履物での出入りをしないでください。(体育館では、専用シューズを持参し使用してください)
- 10 体育館・教室の使用後は、特に施錠と火の気を再確認してください。
- 11 電気・水道の使用は節約してください。
- 12 校舎壁・フェンス等に向けて投球やバッティングをしたり、体育館内壁にボール等を投げつけたり、樹木・花壇・校具を破損することのないように注意してください。
- 13 使用者は、AED保管場所の確認をして緊急時に使用できるようにしてください。
- 14 施設・設備の使用後は、必ず使用前の状態にし、清掃と整頓をしてください。
- 15 施設の器具が破損・紛失した場合は、すみやかに運営委員会等に報告してください。なお、このような場合は、弁償をお願いします。
- 16 近隣の民家等の破損が起きたときは、ただちに運営委員会等に連絡し、使用者側で直してください。
- 17 その他学校・教育委員会からの注意事項を守ってください。